

- 消費者の皆様へ -

痩身効果やシワ改善効果など、容易に特定の効果が得られるかのような表示がありますが、合理的な根拠なく表示されていることがあります。 表示内容をうのみにせず、よく確認した上で、商品やサービスを選択しましょう。

- ●「B. B. Bを使った人の声」として掲載されていた3名分の画像は、この商品を摂取した人物の画像ではなく、写真素材販売サイトから購入したものでした。(別表1)
- ●「ほらコレ見てごらん 実際に使った人たちみんな シワもたるみも消えてるでしょ!?」として掲載されていた**比較写真は、販売者(広告主)から広告代理店に提供したものではなく、他社の他商品の広告においても掲載**されていました。 (別表6)

- 事業者の皆様へ -

- 広告代理店やアフィリエイターに広告作成等を行わせ、広告主が広告の内容を把握していない場合であっても、景品表示法上の責任を負い、措置命令等の対象となるのは、基本的に広告主である販売者です。
- アフィリエイト広告等に限らず、広告主は、不当表示の未然防止等のため、 広告の出稿前後の表示内容の確認、表示内容の根拠となる資料の保管など、必 要な管理上の措置を講じてください。

【ツインガーデン株式会社の主な表示例(抜粋)】

B.B.Bを使った人の声

B.B.Bを実際に使った人が書いた口コミを調べました。 @コスメや各種SNSから引用しています。



B.B.Bすごいですね!

今まで何回もリバウンドを繰り返していまいたが、今回は大丈夫そうです!

しっかり運動しながらB.B.Bを飲んだし、代謝能力も高められたのでしょうね。

体型維持のためにこれからもB.B.Bを飲み続けようと思います

さん(30代) / ★★★★★

※個人の感想であり効果・効能を示すものではありません。



ジムに通うならプロテインを飲んだ方が良いかな?と思って調べていたときに見つけたのがB.B.B。

脂肪の燃焼を促す成分が豊富に含まれているから、効率アップにピッタ リだと思って飲み始めました。

スルスルと体重が落ちて、無理なく体重を落とせたので満足です。

さん(30代) / ★★★★★

※個人の感想であり効果・効能を示すものではありません。

B.B.Bはどんな人にオススメ?



B.B.Bは太りにくく痩せやすい体質を目指したい人にオススメです。

B.B.Bには筋肉の成長を促したり、分解を抑える働きを持ったHMBが配合されています。

筋肉を増やしながらダイエット...一見真逆のことをしているように思えますよ

でも筋肉を増やすと代謝能力が高くなるため、太りにくく痩せやすい体質を目指 せるんですよ。

筋肉を増やすと言っても、体重に影響するほどの筋肉をつけるのは難しいので、 あまり気にする必要はありません。

またダイエット中は食事制限によって、空腹を感じることが多くなります。 空腹のときは筋肉が分解されやすくなりますので、B.B.Bを飲んで筋肉の分解を抑 制しましょう。

筋肉が減ると、太りやすく痩せにくくなっていきます。 いくら体重が落とせても…リバウンドしやすくなったら意味がないですよね。

運動をしないにしても、B.B.Bはシェイプアップに効果を発揮します。



【株式会社エムアンドエムの主な表示例(抜粋)】





目のシワもほうれい線も塗って数秒で ピーンと伸びました。 従来のクリームのよ うに時間をかけて消すんじゃなくて、即効 性があるのが嬉しいです

もちろん定着するのにはそれなりに時間が かかるけど、それでもここまで期待できる ものはなかなかないと思う



185件のリツイート 206件のいいね

※画像はイメージです

(フォローする)

半分諦めていたんですが、

50歳になって目のシワとお別れできるな んて驚きでした。

何が凄いってこれ使って数秒の変化なんで すよ。友人にもおすすめしちゃいました。





185件のリツイート 206件のいいね



(なーんの悪気もなく言われ・・・逆に傷つきましたよ・・・



【参考】景品表示法抜粋

(不当な表示の禁止)

- 第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。
 - 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 (省略)

(措置命令)

- 第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。
 - 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける 合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る 事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを 判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付 けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資 料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2~10 (省略)

11 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。